

資料 2003 年度までに実施済及び実施中の技術協力プロジェクト案件

案 件 名	協力期間
国立中央総合病院	69. 3～72. 3
西部地域公衆衛生対策 ^{87 91}	73.10～85. 2
ジャナカブール農業開発 ^{81 83 85 91 98}	74.11～84.11
家内工業育成 ^{85 86 88 91}	80.10～85.10
トリブバン大学医学教育 ^{85 91 93 94}	80. 6～89. 6
家族計画・母子保健	85.10～91.10
園芸開発 ^{95 99}	85.10～90.10
結核対策 ⁹⁴	87. 4～94. 4
医学教育 ⁹⁴	89. 6～94. 6
林業普及計画 ⁹⁵	91. 7～94. 7
治水砂防技術センター	91.10～99. 3
淡水魚養殖計画 ⁹⁵	91.11～98.10
園芸開発計画（II） ⁹⁹	92.11～99.11
プライマリ・ヘルスケア	93. 4～99. 3
結核対策（II）	94. 7～00. 7
村落振興・森林保全計画 ⁹⁹	94. 7～99. 7
村落振興・森林保全計画 II	99. 7～04. 7
自然災害軽減支援	99. 9～04. 8
地域の結核及び肺の健康プロジェクト	00. 9～05. 9
農業研修普及改善	04. 1～09. 1
子供のためのコミュニティ主体型ノンフォーマル教育	04. 1～09. 1
ヒマラヤ茶技術普及計画	04. 2～07. 2

出典 外務省HP（ネパール王国）表—10

資料 援助形態別実績

2003 年度援助形態別実績	過去の累計
円借款	638.89
無償資金協力 47.58（億円）	1614.71
技術協力 15.12	497.28

（JICAのみで、政府援助は集計中）

資料 わが国の対ネパール経済協力実績（単位：億円）

	政府貸付等	無償資金協力	技術協力	合計
1999	1.08	41,63	22,88	65,59
2000	27,74	46,69	25,50	99,93
2003	3,82	38,48	18.31	60,61

（参考）外務省HP

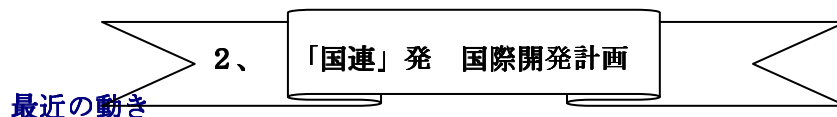
資料 諸外国の対ネパール経済協力実績(単位 百万ドル)

	一位	二位	三位	四位	五位
1998年	日本（56, 9）	英国（28, 0）	独（24, 5）	デンマーク（22, 9）	米（16, 9）
2000年	日本[65, 6]	英国[26, 4]	デンマーク[24, 5]	独（22, 1）	米（16, 7）
2002年	日本[97, 5]	英国（36, 9）	独（34, 5）	米（32, 6）	デンマーク（25, 4）

1、JICA発「**危機的状況に立つ世界の子ども**」情報

- ・ **少年兵** 「世界中で軍隊に駆り出されている子どもはおよそ80万人」
- ・ 7歳の児童を含むおよそ30万人の子どもたちが先頭に駆り出されているー50万の子どもは純軍事組織、民兵、反乱軍に送り込まれている」「ここ数年で、30カ国から41カ国に増えている」ーアフガニスタン、ミャンマー、スリランカそしてネパール
- ・ **子どもと女性の人身売買** —**性的搾取**
- ・ 「臓器提供」「売春」「肉体労働」「物乞い」 c f 2002年 ウクライナ「約8000人の子どもが養子縁組の装いの元人身売買が発覚」アジアではカンボジアの子どもが最も被害を受けている。「毎月、カンボジアから国外に400人から800人の女性子どもが売買されている」
- ・ **エイズ孤児の激増** アフリカでは全児童数の12%が、「両親又はいずれかの親がエイズで死亡した子ども」（エイズ孤児）になっている。ザンビアでは120万人（全体の4分の一）がエイズ孤児。
- ・ **ストリート・チルドレン** 親元から離れて路上で生活し、物乞いや物売りなどをしながら、その日暮をしている子どもたち。**基本的人間ニーズ**（BHN）の充足も不十分で、犯罪に巻き込まれやすいなど、多くの問題を抱えている。ILOの調査では、世界で2億1080万人の子どもたちが（5～14歳）劣悪な条件下で働いている。
①アジアー1億2730万人②サハラ以南アフリカー4800万人

- ※ **ODA** (Official Development Assistance) 政府開発援助—①発展途上国の経済発展と福祉②贈与分が 25%。
- ※ **JICA** (Japan International Cooperation Agency) 国際協力機構—ODAのうち①2国間の贈与分 ②技術協力— 海外技術協力事業団 海外農業開発財団、外務省主管から 2003 年独立行政法人となる。



・ 「国連識字の 10 年」—2003 年～2012 年

ユネスコの推定によると、情報化の急速な進展にもかかわらず、世界の 15 歳以上の非識字人口はアジアやアフリカ諸国を中心に、8 億 6 千万人に達している。1 億人以上の子どもが学校に行けない環境でくらしている。

「**すべての人々に教育を**」与えて識字能力を高めることが、絶対的貧困の撲滅や男女平等の実現、ひいては「**世界の持続可能な発展**」と**平和**を保障する必須の条件であるという認識が広まっている。ユネスコを中心に、①「**ダカール行動計画の枠組み**」(世界教育会議；2000 年)の確認②特に教育貴下における男女平等(ジェンダー)を意識した教育プログラムの策定 ③最も貧しく最も社会から阻害された子どもたちに教育の機会を提供する④各国政府、民間企業、及び国際組織は財政的物質的支援を提供することを目指す。→ 日本ユネスコ協会の「世界寺小屋運動」

- 1、**世界人権宣言(1948)**—参政権、自由権、社会権の三つの基本的人権(人間が人間らしく生きていくために必要な、基本的な自由と権利の総称)
- 2、**人権教育のための国連 10 年**(United Nations decade for human rights education)
1995 年～2005 年 第 49 回国連総会決議「世界人権宣言」の理念を普及し、①社会的弱者の人権を擁護する ②国内行動計画を策定し、人権教育啓発活動を促進するなどを取り決める。
- 3、「**難民の地位に関する条約**」(1951)
- 4、「**児童の権利に関する条約**」(国連・「子どもの権利宣言」(1959)30 周年を記念して、1989 年国連総会で決議。
1990 年発効。日本は 1994 年に批准し、法的効力を持つ国内法規範となった。
あらゆる差別の禁止、子どもの最善の利益確保、生命・生存・発達への権利、子どもの意見の尊重など子供が一人の人間として自立していく上での一般原則を明示した。
- 5、「**子どもの売買、子ども売買春及び子どもポルノグラフィーに関する子どもの権利に関する条約の選定議定書**」(2000 年国連総会で採択、5/25)
- 6、「**万人のための教育に関する世界宣言：基本的な学習ニーズの充足**」(1990 年：「万人の教育に関する世界会議」で採択)
- 7、「**女子に関するあらゆる差別の撤廃に関する条約**」(昭和 60 年批准)
- 8、「**障害者の権利に関する宣言**」(1975 年、第 30 回国連総会で採択)